写

２０２６年１１月１１日

愛知県知事　大 村　秀 章　殿

愛知県特別職報酬等審議会

会　長　　杉　島　由美子

特別職の報酬等の額について（答申）

２０２６年１０月３０日、本審議会は、貴職から県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の改定について意見を求められたので、慎重に審議した結果、別記のとおり改定するよう答申します。

別　記

答　　申

１　報酬又は給料の額

次のとおりとすること

議　長　月額　１，３０９，０００円

副議長　月額　１，１５１，０００円

議　員　月額　１，０５６，０００円

知　事　月額　１，４８２，０００円

副知事　月額　１，１７５，０００円

２　改定時期

この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とすること

３　改定理由

特別職の議員報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）は、広く県民の理解が得られるよう、それぞれの職務と職責の度合いや一般職の給与改定状況、国及び他団体の改定動向、社会経済情勢、愛知県の財政状況などを総合的に勘案して判断すべきものと考える。

本審議会では、2026 年 10 月 30 日、知事から諮問を受け、これらの視点を踏まえ、慎重に審議し、論議を行った。

審議において、勘案すべきと判断した主な事情は以下のとおりである。

特別職の報酬等の額について、本審議会はこれまで、一般職に適用される給料表の一つである指定職給料表の改定状況を参考としながら、前回改定からの累積改定率が２％に達した場合を改定の目安としてきたところである。

こうした中、愛知県人事委員会は 10 月６日、一般職の給与について、すべての職員の給料月額を引き上げることとし、指定職給料表を平均 2.27％引き上げることを勧告したことから、本審議会が特別職の報酬等の額を改定する際の目安としてきた累積改定率を超えることとなった。

他の都道府県における特別職の報酬等の状況を見ると、全国的に引上げ改定の動きがあり、また、昨今の民間企業の賃金引上げの実態を始めとする社会経済情勢、愛知県の財政運営は厳しい状況にありながらも、健全で持続可能な財政基盤の確立を図っていることなどに鑑みると、特別職の報酬等を改定することは妥当であると考える。

また、同委員会による一般職の給与に関する勧告では、県内の公署に勤務する職員の地域手当の支給割合を 8.5％から 9.3％に引き上げることとされたところである。知事及び副知事については、条例上「県職員の例により地域手当を支給する」とされており、一般職の見直しに伴い、地域手当の額が引き上がる一方、県議会議員については、地域手当が支給されないことから、その改定効果（0.75％相当）を議員報酬に反映するよう、改定する必要があると考える。

以上の状況を総合的に勘案した結果、県議会議員の議員報酬については、指定職給料表の平均改定率である 2.27％に、地域手当の改定効果分である 0.75％を加えた 3.02％引き上げるとともに、知事及び副知事の給料については、指定職給料表の平均改定率である 2.27％引き上げることとし、改定時期は、改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）として、諮問のとおり改定すべきと判断した。

なお、審議においては、

○　指定職給料表の累積改定率が２％に達した場合としている現在の改定目安について、今後の民間企業における賃金改定状況等を注視しながら、引き続き、その妥当性を検証していく必要があるのではないか。

○　知事及び副知事に支給されている地域手当について、他の都道府県における取扱いを参考に、必要に応じて、そのあり方を検討することも必要ではないか。

との意見があったことを申し添える。